

難聴児の補聴器 購入費を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中・軽度の難聴児(両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満)を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

助成額は原則、基準額の3分の2です(非課税世帯は全額)。

申請には医師の意見書や見積書等が必要です。購入を検討される方は、事前に住民福祉課(☎63・3800)まで。



本人通知制度について

日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。



●制度を利用するには

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民福祉課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

●申請に必要な物

本人であると確認できる書類と印鑑が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

●本人通知の対象となる証明書

住民票や戸籍に関する証明書
※一部、制度の対象外となる場合もあります。

●通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

●開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができます。

ひとり親家庭 医療費受給者証の 更新手続きについて

ひとり親家庭医療費受給者証の有効期限が10月31日までとなつていきます。更新がまだお済みでない方は、お確かめのうえ、手続きをお願いします。

※手続きが必要な方には、10月中旬旬に役場から更新の案内をお送りしています。

愛 ひとり親家庭医療費受給者証	
負担者番号	8 2 3 0 0 2 9 4
受給者番号	
受給者	見 本
住所	
氏名	
生年月日	
有効期間	自 至
発行機関名及び印	和歌山県日高郡 日高町
交付年月日	

日高町身体障がい者福祉遠足の中止について

例年11月、町内の身体障がい者のみなさまにご参加いただき、福祉遠足を開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染防止のため、中止となりました。

楽しみにされていた皆様方には大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間を実施します！

■期間

11月12日(木)～18日(水)

■時間

午前8時30分～午後7時 ※土日は午前10時～午後5時

■相談内容

夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐり人権相談。

相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ

和歌山地方法務局・和歌山人権擁護委員連合会
(☎073・422・5131)



☎ 0570・070・810 (全国共通)

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」について

和歌山県では、県民の皆さんとともに様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上に誹謗中傷や同和地区を忌避する書き込みなどの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、令和2年3月24日から「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別の解消を推進して部落差別のない社会を実現することを目指しています。

和歌山県では、引き続き、部落差別の解消のための教育・啓発や、県民の皆さんからの相談への対応などに取り組んでいきます。

県民の皆さんも、条例の趣旨をご理解いただき、部落差別は許されないものであるといった認識のもと、全ての県民の人権が尊重される豊かな社会を実現しましょう。

【同和问题(部落差別)の相談窓口】

・人権ホットライン(公財)和歌山県人権啓発センター

☎073・421・7830

・和歌山県人権政策課

☎073・441・2563

※各振興局総務県民課でも実施しています。

【お問い合わせ先】

和歌山県人権政策課 ☎073・441・2563

